

# 平成29年11月市議会総務委員会資料

## 第150号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### 目次

条例改正の概要	.....	1～3ページ
条例の新旧対照表	.....	4～17ページ

総 務 部

平成29年11月



## 一般職の職員の給与に関する条例等の改正の概要

### 1 改正の趣旨

平成29年人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定されることに伴い、本市の一般職の職員等についても同様に改定しようとするもの。

### 2 改正する条例

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 市長及び副市長の給与に関する条例
- (3) 教育長の給与等に関する条例
- (4) 非常勤の職員の報酬等に関する条例
- (5) 長崎市監査委員条例
- (6) 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例
- (7) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- (8) 一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (9) 長崎市職員の育児休業等に関する条例
- (10) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### 3 給与改定の内容

#### (1) 給料表の改定

行政職給料表、医療職給料表((1)、(2)、(3))及び特定任期付職員に適用する給料表について、議案記載のとおり改定する。(行政職給料表平均改定率 0.2%)

#### (2) 初任給調整手当の改定

項目	区分	改定前	改定後	増減
	支給月額	限度額	308,000円	308,300円

#### (3) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

##### ア 一般職の職員

区分		6月期			12月期			年間合計		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
29年度	改定前	1.225	0.85	2.075	1.375	0.85	2.225	2.60	1.70	4.30
	改定後	1.225	0.85	2.075	1.375	0.95 (+0.1)	2.325 (+0.1)	2.60	1.80 (+0.1)	4.40 (+0.1)
30年度		1.225	0.90 (+0.05)	2.125 (+0.05)	1.375	0.90 (▲0.05)	2.275 (▲0.05)	2.60	1.80	4.40

### イ 再任用職員

区 分		6 月 期			12 月 期			年間合計		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
29年度	改定前	0.65	0.400	1.050	0.80	0.400	1.200	1.45	0.80	2.25
	改定後	0.65	0.400	1.050	0.80	0.450 (+0.05)	1.250 (+0.05)	1.45	0.85 (+0.05)	2.30 (+0.05)
30年度		0.65	0.425 (+0.025)	1.075 (+0.025)	0.80	0.425 (▲0.025)	1.225 (▲0.025)	1.45	0.85	2.30

### ウ 特定任期付職員

区 分		6 月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
29年度	改定前	1.625	1.625	3.25
	改定後	1.625	1.675 (+0.05)	3.30 (+0.05)
30年度		1.650 (+0.025)	1.650 (▲0.025)	3.30

### エ 市長、副市長

区 分		6 月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
29年度	改定前	1.55	1.70	3.25
	改定後	1.55	1.75 (+0.05)	3.30 (+0.05)
30年度		1.575 (+0.025)	1.725 (▲0.025)	3.30

### オ 議員

区 分		6 月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
29年度	改定前	1.55	1.70	3.25
	改定後	1.55	1.75 (+0.05)	3.30 (+0.05)
30年度		1.575 (+0.025)	1.725 (▲0.025)	3.30

### カ 教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者

区 分		6 月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
29年度	改定前	2.05	2.20	4.25
	改定後	2.05	2.30 (+0.1)	4.35 (+0.1)
30年度		2.10 (+0.05)	2.25 (▲0.05)	4.35

#### 4 給与改定に伴う所要額

項目 \ 会計	一般	特別	企業	合計
所要額	145,147千円	1,328千円	13,593千円	160,068千円

#### 5 施行日等

公布の日施行（ただし、次の(1)及び(2)については記載のとおり。）

- (1) 給料表、初任給調整手当、平成29年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定  
平成29年4月1日適用
- (2) 平成30年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定 平成30年4月1日施行

#### 《参考》

基準内給与月額の変動状況（平成29年4月1日：行政職給料表 平均年齢41歳10月）

項目 \ 区分	改定前(A)	改定後	改定額(B)	改定率 (B/A×100)
給料	325,330円	325,786円	456円	0.14%
諸手当	24,584円	24,584円	—	—
はねかえり	10,495円	10,509円	14円	0.13%
計	360,409円	360,879円	470円	0.13%

※1 「基準内給与」とは、民間給与との比較対象となるもので、時間外勤務手当等を除いた毎月決まって支給される給与をいう。

※2 「はねかえり」とは、地域手当等のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料等の改定に伴い手当額が変動するものをいう。

※3 平成29年4月1日新規採用職員及び再任用職員は含まない。

一般職の職員の給与に関する条例等の新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第1条関係】</p> <p style="text-align: center;">○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号)</p> <p style="text-align: center;">(初任給調整手当)</p> <p>第7条の4 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>308,000円</u>を超えない範囲内の額で、採用の日から35年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2～3 略</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 抄</p> <p>21 附則第18項の規定が適用される間、第18条の5第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額(最低号給に達しない場合)にあっては、<u>勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額</u>の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p style="text-align: center;">(初任給調整手当)</p> <p>第7条の4 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>308,300円</u>を超えない範囲内の額で、採用の日から35年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2～3 略</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 抄</p> <p>21 附則第18項の規定が適用される間、第18条の5第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、<u>勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95</u>を乗じて得た</p>

現 行	改 正 案
<p>別表第1 略</p> <p>別表第2 略</p> <p>別表第3 略</p> <p style="text-align: center;">【第2条関係】</p> <p style="text-align: center;">○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の4まで及び附則第18項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第18条の4においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第20条第5項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第18項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5～7 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第18項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び</p>	<p>額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 略</p> <p>別表第3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の4までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第18条の4第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第20条第5項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5～7 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以</p>

現 行	改 正 案
<p>び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額</u></p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90を乗じて得た額の総額</u></p>
<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45を乗じて得た額の総額</u></p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5を乗じて得た額の総額</u></p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>
<p>附 則抄</p>	<p>附 則抄</p>
<p><u>18 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p>	<p>削除</p>
<p>(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に<u>100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第20項及び第21項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当</u></p>	



現 行

改 正 案

該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第20項において「給料月額減額基礎額」という。）

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第18条の2第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第18条の5第4項において準用する第18条の2第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第21項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第18条の5第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該

特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第18条の2第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第21項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第18条の5第2項前段に規定する割合を乗じて得た額

(5) 第20条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第20条第1項 前各号に定める額

イ 第20条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第20条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第20条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6級
医療職給料表(2)	6級
医療職給料表(3)	6級

19 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

削除

20 附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が別に定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が別に定める時間を減じたもので除して得た額）に

削除

現 行	改 正 案
<p>相当する額を減じた額とする。</p> <p><u>21 附則第18項の規定が適用される間、第18条の5第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額</u>に、6月に支給する場合には<u>100分の1.275</u>、12月に支給する場合には<u>100分の1.425</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、<u>勤勉手当減額基礎額</u>に、6月に支給するときは<u>100分の85</u>、12月に支給するときは<u>100分の95</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p style="text-align: center;">【第3条関係】</p> <p style="text-align: center;">○市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和26年条例第114号)</p> <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合には<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p> <p style="text-align: center;">【第4条関係】</p> <p style="text-align: center;">○市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和26年条例第114号)</p> <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の155</u>、12月に支給する場合には<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p style="text-align: center;">削 除</p> <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の155</u>、12月に支給する場合には<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p> <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の157.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第5条関係】</p> <p style="text-align: center;">○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号)</p> <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の155」とあるのは「<u>100分の205</u>」と、「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の205」と、「<u>100分の175</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>
<p style="text-align: center;">【第6条関係】</p> <p style="text-align: center;">○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号)</p> <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の155」とあるのは「<u>100分の205</u>」と、「<u>100分の175</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の157.5」とあるのは「<u>100分の210</u>」と、「<u>100分の172.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>
<p style="text-align: center;">【第7条関係】</p> <p style="text-align: center;">○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号)</p> <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">【第8条関係】</p> <p style="text-align: center;">○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号)</p> <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の155</u>、12月に支給する場合には<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の157.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>
<p style="text-align: center;">【第9条関係】</p> <p style="text-align: center;">○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号)</p> <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の205」と、「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>6～8 略</p> <p style="text-align: center;">【第10条関係】</p> <p style="text-align: center;">○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号)</p> <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の205」と、「<u>100分の175</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>6～8 略</p> <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p>

現 行	改 正 案
<p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の155</u>」とあるのは「<u>100分の205</u>」と、「<u>100分の175</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p>	<p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の157.5</u>」とあるのは「<u>100分の210</u>」と、「<u>100分の172.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p>
<p>6～8 略</p>	<p>6～8 略</p>
<p>【第11条関係】</p> <p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例</p> <p>(昭和41年長崎市条例第39号)</p> <p>(給料等の支給)</p>	<p>(給料等の支給)</p>
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>
<p>2～3 略</p>	<p>2～3 略</p>
<p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の155</u>」とあるのは「<u>100分の205</u>」と、「<u>100分の170</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p>	<p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の155</u>」とあるのは「<u>100分の205</u>」と、「<u>100分の175</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p>
<p>5～7 略</p>	<p>5～7 略</p>
<p>【第12条関係】</p> <p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例</p> <p>(昭和41年長崎市条例第39号)</p> <p>(給料等の支給)</p>	<p>(給料等の支給)</p>
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>
<p>2～3 略</p>	<p>2～3 略</p>
<p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の155</u>」とあるのは「<u>100分の205</u>」と、「<u>100分の175</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p>	<p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の157.5</u>」とあるのは「<u>100分の210</u>」と、「<u>100分の172.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p>
<p>5～7 略</p>	<p>5～7 略</p>

現 行

【第13条関係】

○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(平成21年長崎市条例第39号)

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

2～5 略

(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)

第9条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

3 略

改 正 案

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

2～5 略

(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)

第9条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 略

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第14条関係】</p> <p>○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成21年長崎市条例第39号) (特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">改 正 案</p> <p>(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（市長が定めるものに限る。）」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「<u>100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 略</p>
<p style="text-align: center;">【附則第6項関係】</p> <p>○一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (昭和29年長崎市条例第31号)</p> <p>附 則 抄</p> <p><u>(給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</u></p> <p>8 <u>給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第13条第3項の規定の適用については、同項中「第19条」とあるのは「附則第20項」とする。</u></p>	<p>附 則 抄</p> <p>削除</p>



現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【附則第7項関係】</p> <p>○長崎市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年長崎市条例第2号)</p> <p>附 則抄</p> <p><u>(給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)</u></p> <p><u>20 育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をしている職員に対する給与条例附則第18項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。</u></p> <p><u>21 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第18項第1号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。</u></p> <p><u>22 給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第23条の規定の適用については、同条中「第19条」とあるのは「附則第20項」とする。</u></p>	<p>附 則抄</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
<p style="text-align: center;">【附則第8項関係】</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成20年長崎市条例第46号)</p> <p>附 則抄</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において</p>	<p>附 則抄</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において</p>

現 行	改 正 案
<p>受けていた給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年長崎市条例第48号。以下「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年長崎市条例第17号）附則第6項から第8項までの規定の適用を受けていた職員にあつては、これらの規定による給料の額を加えた額）に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。）に達しないこととなるもの（市長が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（<u>一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額</u>）を給料として支給する。</p>	<p>受けていた給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年長崎市条例第48号。以下「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年長崎市条例第17号）附則第6項から第8項までの規定の適用を受けていた職員にあつては、これらの規定による給料の額を加えた額）に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。）に達しないこととなるもの（市長が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p style="text-align: center;">【附則第9項関係】</p> <p style="text-align: center;">○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: center;">（平成27年長崎市条例第61号）</p>	
<p style="text-align: center;">附 則抄</p> <p style="text-align: center;">（給料の切替えに伴う経過措置）</p>	<p style="text-align: center;">附 則抄</p> <p style="text-align: center;">（給料の切替えに伴う経過措置）</p>
<p>4 平成30年3月31日までの間、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年長崎市条例第46号。以下「平成20年改正条例」という。）附則第5項から第7項までの規定の適用を受ける職員、附則第7項の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、切替日の前日において受けていた給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額（<u>一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額</u>）を給料として支給する。</p>	<p>4 平成30年3月31日までの間、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年長崎市条例第46号。以下「平成20年改正条例」という。）附則第5項から第7項までの規定の適用を受ける職員、附則第7項の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、切替日の前日において受けていた給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p>
<p>7 切替日の前日において平成20年改正条例附則第5項から第7項までの規定の適用を受けていた職員（一</p>	<p>7 切替日の前日において平成20年改正条例附則第5項から第7項までの規定の適用を受けていた職員（一</p>

現 行	改 正 案
<p>一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年長崎市条例第17号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定の適用を受けていた職員に限る。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成20年改正条例附則第5項から第7項までの規定により受けていた額を含む。以下この項において同じ。）に達しないこととなるもの（市長が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を給料として支給する。この場合において、平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定及び平成20年改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料は支給しない。</p> <p>(1) 切替日の前日において受けていた給料月額が給料月額相当額（平成18年改正条例及び平成20年改正条例の規定を考慮して市長が別に算出した額をいう。以下この号において同じ。）を超える場合 平成28年12月31日までの間にあつては、切替日の前日において受けていた給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額（<u>一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額</u>）から同日において受けていた給料月額と給料月額相当額との差額に相当する額（<u>一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額</u>）の半額（その額が10,000円を超える場合にあつては、10,000円）を減じた額とし、平成29年1月1日以降にあつては、給料月額相当額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額（<u>一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額</u>）</p> <p>(2) 前号以外の場合 切替日の前日において受けていた給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額（<u>一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額</u>）</p>	<p>一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年長崎市条例第17号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定の適用を受けていた職員に限る。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成20年改正条例附則第5項から第7項までの規定により受けていた額を含む。以下この項において同じ。）に達しないこととなるもの（市長が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を給料として支給する。この場合において、平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定及び平成20年改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料は支給しない。</p> <p>(1) 切替日の前日において受けていた給料月額が給料月額相当額（平成18年改正条例及び平成20年改正条例の規定を考慮して市長が別に算出した額をいう。以下この号において同じ。）を超える場合 平成28年12月31日までの間にあつては、切替日の前日において受けていた給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額から同日において受けていた給料月額と給料月額相当額との差額に相当する額の半額（その額が10,000円を超える場合にあつては、10,000円）を減じた額とし、平成29年1月1日以降にあつては、給料月額相当額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額</p> <p>(2) 前号以外の場合 切替日の前日において受けていた給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額</p>

